

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

定期種牡畜検査の実施

保安林の指定予定(二件)

保安林の指定の解除予定(四件)

林業種苗法による生産事業者の登録

開発行為に関する工事の完了(五件)

◇ 教 委 告 示

教育委員会の招集

◇ 雑 報

一時保護を加えた児童の所持していたもの

告 示

鳥取県告示第三百二十九号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条第四項

の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
昭和五十八年四月十九日	午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和五十八年四月二十日	"	"
昭和五十八年四月二十二日	"	鳥取市国安字高土手 東部家畜市場
昭和五十八年四月二十五日	"	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場

鳥取県告示第三百三十号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字ダイノナル六五八の一、字北谷六五九(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字入住ゴウトウ六五五の二、字深タハ六五六、六五七

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字城山二〇六〇、字水ノ手一〇六一の一から一〇六一の三まで、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三、字瀧ヶ谷一〇六四の一から一〇六四の三まで、字乙ヶ谷一〇六五の一から一〇六五の三まで、字中坂奥一〇六六の一、一〇六六の二、字子持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七〇の一、一〇七〇の二、字土屋林一〇七七の二から一〇七七の一〇まで、字扉ノ尾二〇七六の一、一〇七六の三、字黄蓮谷一〇八三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市河来見字本谷奥一〇二〇の五、一〇二〇の七、一〇二〇の一三
（以上三筆国有林）、一〇二〇の八、一〇二〇の一〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字仲尾一九八の二三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津、大字神倉字丹戸（以上二字国有林。次

の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字鍛冶屋原ノ上ミ一八五一の六から一八五一の八まで、下菅字梅ノ木塔一一の三九、一一の四〇、一一の四二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百三十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

登録番号 二百四十	生産事業者の氏名 河上 高明	生産事業者の住所 東伯郡赤碕町大字大父三五五	生産事業の内容 穂の採取及び 幼苗の育成	事業所の名称 河上高明 苗畑	事業所の所在地 東伯郡赤碕町 大字大父
--------------	-------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------	---------------------------

鳥取県告示第三百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年七月十二日 鳥取県指令受都計第百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字大沢木下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町一、六〇〇

境港市土地開発公社

理事長 安田貞栄

鳥取県告示第三百三十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年七月十九日 鳥取県指令受米土維第五百四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字西原堂ノ東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原三六二一

森村岩雄

鳥取県告示第三百三十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年一月二十五日 鳥取県指令受都計第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市諏訪字下野ノ上ミ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市錦町二丁目二四八

長谷川 安邦

鳥取県告示第三百四十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年二月二十五日 鳥取県指令受都計第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市石井字宗正寺沖

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市奈義良二三五一

細田 博

鳥取県告示第三百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年七月二十九日 鳥取県指令受都計第七十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字沖新田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上後藤五一―五

荒浜住設商事有限会社

代表取締役 荒浜頌雄

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年四月五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和五十八年四月七日（木）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和五十八年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について

2 その他

報 告

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第83条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品につ

いて返還請求権を有する者は、昭和58年4月5日から6月以内に申し出て
ください。

昭和58年 4月 5日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の名称	種 類	数 量	児童が金品を所持するに至った経緯
現 金	100円硬貨	14枚	児童は友達2人と共謀し、昭和58年2月 22日午前11時30分ごろ、東伯郡北条町大字 下神宮有無番地国鉄下北条駅において窃取 したものである。
	50円硬貨	9枚	
	10円硬貨	12枚	
	5円硬貨 1円硬貨	3枚 10枚	